

## 津市空家等対策委員会設置要綱

平成28年5月11日

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第6条第1項の空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）の作成等に関し、広く意見等を求め、本市における空家等に関する対策の円滑な実施を図るため、津市空家等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策の推進に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、委員13人以内で構成する。

- 2 委員は、識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。